

【追加質問等一覧】

質問番号	資料番号	追加質問等	担当課	回答欄
1	1-5 1-6	活動の指標としてアドバイザーの派遣回数や補助金を活用して実施された事業数を挙げています。これらの事業の効果の測定はどのような形でなされるのでしょうか。たとえば、商店街を構成する各店舗の来客数、売上などの統計を取るなど、目に見える形での効果測定、公表をすることは可能でしょうか。	商業観光課	アドバイザー派遣については、派遣終了後、派遣先店舗に対し職員によるヒアリング調査を実施しており、その結果を市ホームページで公開しています。 また、市補助金を活用して実施された事業については、イベント等の来場者数により効果測定しており、その結果を市ホームページで公開しています。 アドバイザー派遣結果（別紙1）、施策評価シート【分野別施策】（別紙2）のとおり
2	1-6	事業の対象となる商店街について、資料では中心商店街と地域商店街に分けているようですが、地域商店街とは具体的にいくつあるのでしょうか。	商業観光課	平成31年1月1日現在、紅谷町及び明石町にある18商店会を中心商店街として、またそれ以外の地区にある27商店会を地域商店街として位置付けています。
3	1-6	過去3年間にわたり、商店街アドバイザーの派遣を受け入れた商店街はどこでしょうか。	商業観光課	平成29年度：サンロードあさひ商店会協同組合 平成28年度：八幡商店会、港栄会 平成27年度：平塚逸品研究会、港栄会
4	1-6	中心商店街であれば、市の補助金を活用する事業を実施する組織もあると思われませんが、地域商店街については同様な組織があるのでしょうか。	商業観光課	地域の商店会は、各商店会が離れているため、商店会の連合体である商店街連合会を除き、複数の商店会が連携する組織はありません。 地域商店街については、街路灯などの商店街共同施設やイベント・販売促進事業などにかかる経費に対する補助を実施するとともに、効果的なイベントの実施など商店街活動における課題の解決のため、専門家を派遣することなどにより活動を支援しています。 なお、商店会単位ではありませんが、自店お勤めの逸品を発掘、開発するため、自主的に活動している商業者グループである「平塚逸品研究会」の活動に対して支援しています。
5	1-6	私見ですが、どうしても中心商店街に対する支援が多くを占めてしまい、地域商店街への支援は少なくなるように思われますが、地域商店街への支援は十分にできるのでしょうか。	商業観光課	
6	1-7	ツインシティ整備事業の一環として、大規模商業施設の開業を予定されていると聞いていますが、これは潜在的には1-5、1-6の商店街活性化事業の障害となり得るものかと思われま。大規模商業施設開業後は、1-5、1-6の商店街活性化支援事業の内容をさらに拡充するなどの見直しが必要かと思われまますが、それについてのご見解をお聞かせください。	商業観光課	大型商業施設への対応としては、大型店との差別化や消費者ニーズを捉えた経営など買い物客が訪れたいくなる「魅力ある個店づくり」や空き店舗対策等の「商店街の活性化」に向けた支援などの取組が基本であると考えています。ツインシティ大神地区の大型商業施設の開業にあたって引き続きこれらの事業に取り組むとともに、商業者の声を聴きながら、必要に応じて事業内容の見直しや拡充を検討していきます。
7	2-1	平塚市ファミリーサポートセンターへ事業委託料を支払っている形になっていますが、この組織は平塚市から独立している組織と理解してよいでしょうか。組織の具体的内容（規約など）をご教示ください。	保育課	事業の委託先は、民間非営利団体の社会福祉法人平塚市社会福祉協議会です。社会福祉法人として定款を定めています。 （定款上の目的） この社会福祉法人は、平塚市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

質問番号	資料番号	追加質問等	担当課	回答欄
8	2-1	事業委託料として29年度は12,327千円の支出がありますが、この委託業務の内容、委託料の算定根拠について教えてください。	保育課	委託業務の内容は、アドバイザーを配置し、次の業務を行うものとしています。 <ul style="list-style-type: none"> ・事業内容の周知及び啓発に関する業務 ・会員の募集、登録事務その他会員組織に関する業務 ・相互援助活動の調整に関する業務 ・会員に対する講習会及び交流会の開催に関する業務 ・関係機関との連絡調整に関する業務 委託料の算定根拠は、アドバイザーを常時2名と事務員を配置する体制をとるための人件費と上記業務を行うに当たって必要な経費を根拠に算定しています。
9	2-1	この事業の中で、依頼会員が支援会員に支払う報酬の額が記載されていますが、この報酬の決定に関して、平塚市はどの程度関与しているのでしょうか。	保育課	平塚市が報酬基準を定めています。
10	2-1	事業の運営にあたり、「依頼会員」が「支援会員」になる可能性についてどう考えるか。	保育課	依頼会員から支援会員への感謝の声が多く聞かれます。その中には、いずれ支援会員となりお返しをしたいという意見もあり、自身の子どもの年齢や就労状況にもよりますが、将来的に支援会員となっただけの方もいると考えています。今年度、依頼会員から支援会員への移行を促すため、センター事務局から11月に実施した支援会員講習会への参加を働きかけ、2人の依頼会員が受講をし、講習全てを受講した1人が支援会員になっていただいております。
11	2-1	事業の運営にあたり、ファミリーサポートセンターの所在地（豊田にあるとすれば広く認識されにくいのではないかと。）についてどう考えるか。	保育課	場所については、市のほぼ中央に位置し、かつ、公民館に隣接し、子育て支援センターと同一敷地内に所在しています。また、車を利用する際も市道に直接面していることから、運用や利用面で特段支障はないものと認識しています。
12	2-2	この事業の中の「平塚市補助事業・貸付事業」（4）保育士就職促進支援事業貸付金として、平塚市や該当する法人等へ貸し付けを実施する際の、貸し付け条件（上限額、返済期間、金利、担保提供など）はどのようになっているのでしょうか。	保育課	平成30年度事業における保育士就職促進支援事業貸付金の条件等は次のとおりです。 ア 市内へ平成30年1月2日から平成31年1月1日までに転入した保育士 イ 市内の民間認可保育所へ平成30年1月1日から平成30年12月31日までに就職した保育士 ア、イの2点を満たす保育士を雇用し、当該保育士に対し貸付を行った法人等へ貸し付ける <ul style="list-style-type: none"> ・貸付金は最大100万円 ・就職当初と同様の雇用条件で就労継続している間は、申出により返済猶予ができる また、5年間就労継続で全額返済免除（3年間就労継続時点で半額免除） ・金利は無利子 ・担保無し

質問番号	資料番号	追加質問等	担当課	回答欄
13	2-2	民間保育施設のうち、平塚市においては「小規模保育事業」や「家庭的保育事業」を行う保育施設が存在していないようですが、将来的に、こういった施設の認証を促進していくという考えはあるのでしょうか。	保育課	「小規模保育事業」については、今年度新たに運営事業者の募集を行い、事業候補者として2つの法人を選定し、平成31年4月の開所に向けて準備を進めております。 「第2回ミーティング」の開催に先立ち寄せられました御質問に対する回答のとおり、本市においては今後も新園整備や既設保育所の増築など、認可保育所の整備を中心に保育の受け皿確保を進めてまいります。また、低年齢児に特化した保育の受け皿確保など、必要に応じて「小規模保育事業」を実施してまいります。 また、「家庭的保育事業」については、保育の質の面を市としていかに担保するかなど、他市の導入事例などを研究していきたいと考えています。
14	2-5	29年度の事業費の内訳の中に「民間施設のリース料」（2施設）4,526千円の支出がありますが、この民間2施設について、小学校の余裕教室への移設を進めていくことは可能でしょうか。	青少年課	この施設は、放課後児童クラブ専用施設として小学校敷地内に建設した4施設のうち2施設で、平成30年11月以降は、全4施設が10年間のリース期間が満了し、市へ無償譲渡されているため、リース料は発生しておりません。施設がまだ新しく設備も整っているため、当面はこのまま利用していく予定です。
15	2-5	29年度の事業費の中の「専用施設4か所、小学校余裕教室6か所」について業務委託料1,134千円が計上されていますが、この業務の具体的な内容と、警備をしている施設とそうでない施設とを区分している基準について教えてください。	青少年課	機械警備業務の具体的な内容は、次のとおりです。 ・警報機器による異常の監視 ・異常検知による緊急対処（緊急連絡先に電話連絡し、必要により警察機関への通報および契約対象物件の現地確認） ・非常通報装置の作動確認（年1回） また、この事業の予算で警備をしている施設は専用施設と小学校余裕教室で、他の公共施設（分庁舎、港こども園）は、それぞれの施設管理予算で行っており、民間施設は各運営者の判断により、必要に応じて機械警備を実施しています。
16	2-5	29年度の事業費のうち「委託料・その他委託」251,725千円の支出について、委託している業務の内容、委託料の算定根拠をご教示ください。	青少年課	委託している業務の内容は、放課後等における小学校児童の保育や入所手続き等の運営業務、生活保護受給世帯や市民税非課税世帯における保育料減免業務などです。 委託料の算定根拠は、子ども・子育て支援交付金の交付要綱を基に作成した、「平成29年度平塚市放課後児童クラブに関する委託料算出基準」（別紙3）です。
17	2-5	指定管理によって委託している放課後児童クラブはどこか。また、その受託者は誰か。	青少年課	大野小学校敷地内の専用施設、花水小学校敷地内の専用施設、旭小学校に近接する専用施設で実施している3クラブで、大野小学校はNPO法人が花水小学校と旭小学校はいずれも保護者会が運営しています。
18	2-5	指定管理による委託とその他の委託についてどのように区別しているのか。	青少年課	市が建設した4つの専用施設において、平成18年度から指定管理者制度を導入してきました。しかしながら、制度導入後10年が経ち、保護者会の負担が大きいかことや、制度が放課後児童クラブの運営になじまないという判断から、平成30年度以降は指定管理者制度ではなく全てのクラブにおいて業務委託契約に変更しています。
19	-	個別施策 - (1)の事業間の違い(対象者や目的など)がわかりづらいため、整理されたものがあれば、提供いただきたい。	産業振興課	「平塚ビジネス支援ガイドブック」を提供します。

マ・コピーヌ（アドバイザー派遣結果）

最終更新日：2018年10月26日

▼ 支援店舗の紹介

▼ マ・コピーヌへの指導内容

▼ 支援の効果とオーナーからのメッセージ

支援店舗の紹介



マ・コピーヌは平塚市西八幡にある洋菓子屋さんです。こだわりの原料を使った見た目にもかわいい焼き菓子はメディア等にも多く取り上げられています。マ・コピーヌの焼き菓子「ひらつかりんツアー」は、平塚市の名産品にも認定されています。（写真はひらつかりんツアー）

マ・コピーヌへの指導内容

今回は、アドバイザー公益社団法人けいしん神奈川副理事長 上坂渉氏との話し合いの中で、自店商品の注文方法の見直しと販促チラシのレイアウトを検討しました。

1. オーダーシートの開発

マ・コピーヌの強みである、メッセージクッキーは注文が何通りもの多岐に亘るため、注文オーダーに時間がかかってしまうことやお客様も様々なパターンによる注文で複雑化することがあるため、オーダーシートを作成し、オーダーをパターン化できるような注文フローを提案、導入しました。

受付業務がマニュアル化され注文を受けやすくなり、お客様自身でも注文を行いやすくなりました。

2. 販促チラシの作成準備について

夏場の閑散期と冬場の繁忙期の格差が大きく、冬場の販促に着手できていないところがありました。販促用のチラシの見直しを行い、チラシの発行や掲載商品の年間予定を検討、作成フローを指導しました。

3. 自店推奨品の販促方法とPRについて

平塚市の「産業間連携ネットワーク」事業の活用により仕上がった新たなリンツァーの販促として、ネット販売の導入を指導しました。新発売に伴い、HPの写真を活用した店内POPの作成等のPR方法もアドバイスしました。

支援の効果とオーナーからのメッセージ

普段の業務に流され、なかなか着手できないことを取り組むことができ、よかったです。注文フローやマニュアル化、年間業務の可視化を行い、ワークサイクルを見直せたので、販売ロス等も少なくなり、お客様も増えました。

今回、産業間連携ネットワーク等を活用しながら自店をPRでき、平塚市名産品にも選ばれたので、定期的にワークサイクルを見直し、引き続き新しいことにも取り組んでいけるよう進めていきたいと思えます。

旬菜屋NoBu（アドバイザー派遣結果）

最終更新日：2018年10月26日

▼ 支援店舗の紹介

▼ 旬菜屋NoBuへの指導内容

▼ 支援の効果とオーナーからのメッセージ

支援店舗の紹介



旬菜屋NoBuは平塚市龍城ヶ丘にある地産地消の和食レストランです。お店では、地魚料理と合うお酒も用意されており、料理も楽しむお酒も楽しめるお店になっています。地元の美味しさを活かした野菜や魚の繊りなす味はメディア等にも取り上げられて、市内外多くのお客様が訪れています。

旬菜屋NoBuへの指導内容

今回は、アドバイザーROKOPLANNING 店舗プロデューサー野村ヒロコ氏との話し合いの中で、店舗内装のリニューアルに伴う什器・店内レイアウトの見直しを中心に検討しました。

1. 店内レイアウト、席数の見直し

デッドスペースとなってしまう場所や店内のレイアウトを総見直しし、新たな什器の導入によって店舗空間をスッキリと整理、座席数の増加を指導、実施しました。今まで来客ロスとなっていたランチ時のお一人様のお客様にも対応できるよう席配置もアドバイスしました。

2. イメージカラーに沿った什器や内装の指導

旬菜屋NoBuのイメージカラーの「赤」を配色とした什器で店内を統一するよう指導しました。また、壁紙については料理をきれいに見せ、清潔感のあるオフホワイトを基調として視覚的に店内を広く感じさせるよう演出を行いました。

3. 新規メニューや調理器具の提案

リニューアルに伴い、旬菜屋NoBuの強みとしている揚げ物調理の調理器具を導入を促し、オーナーのみならずスタッフでも調理を行えるため、オーナー自身が関連店との管理バランスが取れるよう指導しました。また、新規メニューのSNS発信による集客アップや関連店との協業による相互周知をアドバイスしました。

支援の効果とオーナーからのメッセージ

一人客への対応を今までより行えるようになったため、機会損失を防ぐことができていると感じます。Flatとの関連によるSNS発信で旬菜屋NoBuの新メニュー等のPRも図れ、売上増加につながったと思われます。

今後は自店での定期的な催し物を開催することによるPRにも注力を行ってまいります。

施策評価シート【分野別施策】

施策名	関係部
4-② 商業の活性化と中心市街地のにぎわいづくりを推進する	産業振興部、都市整備部

所管事業に関連する成果指標

指標名	単位	計画 策定時	実績値				目標値 31年度
			27年度	28年度	29年度	30年度	
魅力化実施店舗数 (累計)	店舗	10	18	31	39		50
商店街団体等主催・共催のイベントの来場者数(年間)	人	115,400	105,607	92,997	101,340		116,000

関連事業

○商店街にぎわい創出事業○商店等魅力アップ推進事業○見附台周辺地区整備事業

決算額

	28年度	29年度	30年度	31年度
事業費(千円)	7,190	27,040		
執行率(%)	83.28	93.40		

施策の推進に向けた主な取組の「成果」

- アドバイザー派遣をはじめ、「匠の店」による「コト体験」の実施及び一店逸品運動に対する支援により、個店の魅力発信と経営力の強化を図りました。また、「まちゼミ」などのイベントや販売促進活動を支援し、商店街のにぎわい創出を図りました。
- 見附台周辺地区整備事業を推進するため、マーケットサウンディング調査の結果などを踏まえ、事業の概要となる実施方針を策定しました。

施策を推進する上での「課題」	課題解決を図るための「取組方針」
<ul style="list-style-type: none"> ●商品以外の価値を提供するなど、消費者に選ばれる個店づくりを進めるほか、集客や購買につながる商店会活動を促進する必要があります。 ●見附台周辺地区整備事業を実施方針に基づき着実に進めるため、事業費の縮減や事業者の参入意欲を高める工夫と供用開始までのスケジュール管理が必要です。 	<ul style="list-style-type: none"> ●個店の経営強化を促進するため、アドバイザー派遣等の支援を行います。また、商店街の活性化を促進するため、「まちゼミ」など商店街団体等が行う共同販売促進活動に対して支援します。 ●事業者との対話等を実施し、より広く事業者を募集するための取組を進め、事業者の選考に向けた必要な手続きを進めます。また、平成33年度の供用開始に向け、民間活力を活かして事業を推進します。

平成 29 年度平塚市放課後児童クラブに関する委託料算出基準

1 委託料算出基準

平塚市放課後児童クラブ（以下「児童クラブ」という。）の委託料は、次のとおりとする。

(1) 運営費（年間開所日数 250 日以上の場合）

対象経費は、児童クラブの人件費を含む運営経費とする。

ア 基本額（支援の単位当たりの年額）

(ア) 児童数 5～19 人の支援の単位

1,447,000 円 - (19 人 - 支援の単位を構成する児童数) × 27,000 円

(イ) 児童数 20～35 人の支援の単位

3,744,000 円 - (36 人 - 支援の単位を構成する児童数) × 25,500 円

(ウ) 児童数 36～45 人の支援の単位

3,744,000 円

(エ) 児童数 46～70 人の支援の単位

3,744,000 円 - (支援の単位を構成する児童数 - 45 人) × 31,500 円

(オ) 児童数 71 人以上の支援の単位

2,917,000 円

運営費の対象となる児童クラブは、在籍する児童が 10 人以上とする。ただし、市長が特に認めた場合は 5 人以上とすることができる。

イ 開所日数加算（1 日 8 時間以上開所する場合。支援の単位当たりの年額）

(年間開所日数 - 250 日) × 15,000 円

ただし、土曜日、日曜日、祝日において合同保育を行う場合で、支援の単位ごとに放課後児童支援員を 2 名以上（うち 1 名は補助員でも可）の基準を満たさないときは開所日数に含めることはできない。

ウ 長時間開所加算（支援の単位当たりの年額）

(ア) 平日分（1 日 6 時間を超え、かつ 18 時を超えて開所する場合）

「1 日 6 時間を超え、かつ 18 時を超える時間」の年間平均時間数 × 298,000 円

(イ) 長期休暇分（1 日 8 時間を超えて開所する場合）

「1 日 8 時間を超える時間」の年間平均時間数 × 134,000 円

(2) 運営費（年間開所日数 200～249 日の場合）

対象経費は、児童クラブの人件費を含む運営経費とする。

ア 基本額（支援の単位当たりの年額）

(ア) 児童数 5～19 人の支援の単位 958,000 円

(イ) 児童数 20 人以上の支援の単位 2,304,000 円

イ 長時間開所加算（支援の単位当たりの年額）

平日における「1 日 6 時間を超え、かつ 18 時を超える時間」の
年間平均時間数 × 298,000 円

運営費の対象となる児童クラブは、在籍する児童が 10 人以上とする。ただし、市長が特に認めた場合は 5 人以上とすることができる。

(3) 障がい児受入加算(開所日数200日以上。支援の単位当たりの年額)

障がい児童を受け入れるため、必要な専門的知識等を有する放課後児童支援員等(以下、「専門職員」という)を配置する場合に、受入障がい児童数等に応じて次の額を加算する。

ア 障がい児受入推進 1,748,000円

障がい児童を1人以上受入し、専門職員を1名以上配置すること。

イ 障がい児受入強化 1,748,000円

障がい児童を5人以上受入し、上記アで配置した専門職員に加えて、専門職員を1名以上配置すること。

(4) 放課後児童支援員等処遇改善等加算(支援の単位当たりの年額)

18時半を超えて事業を行う児童クラブのうち、本加算を受ける児童クラブに対して、事業に従事する者の賃金改善に必要な費用の一部を加算する。

なお、加算要件については、放課後児童支援員等処遇改善等加算手引によるものとする。

180,000円(上限)

(5) 小規模児童クラブ支援加算(児童数19人以下。支援の単位当たりの年額)

小規模児童クラブにおける放課後児童支援員等を複数配置するため、次の額を加算する。

544,000円

(6) 放課後児童クラブ送迎支援加算(支援の単位当たりの年額)

授業終了後に放課後児童クラブに移動する際に、子どもの安全・安心の確保を目的とした送迎支援を行うために必要な経費を加算する。

なお、本加算は、土屋小学校区児童を対象として実施する場合に限るものとする。

560,000円(上限)

(7) 施設の借上げ料(家賃)

1児童クラブ当たり、当該施設の家賃(共益費等含まず)を補助する。

月額180,000円(上限)

(8) 施設の賃貸借に要する経費

ア 施設の賃貸借に要する敷金

施設の賃貸借に要する敷金として、当該施設の家賃月額の3ヶ月分が450,000円のいずれか低い額を上限に補助する。

なお、この補助の対象は敷金に限るものとし、礼金の部分は補助の対象としない。

イ アの「施設の賃貸借に要する敷金」の制限

「施設の賃貸借に要する敷金」の補助を受けた場合は、5年間は、この補助を再び受けることはできない。ただし、通所児童数の急増などの理由により、施設の借替えが児童クラブの正常な運営上必要であると市長が特に認める場合はこの限りでない。

2 その他

1の(3)(4)(6)(7)の項目については、年度末に精算を行う。

この基準等に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。